

第5回定例総会議事録

1. 日 時	令和6年8月9日（金）午後2時30分招集
2. 場 所	市役所本庁舎8階 大会議室
3. 出席委員	
14名	1番 朝来野 清 2番 大野 功二 3番 平山 孝行 4番 齊藤 耕一 5番 秋吉 和行 6番 齊木 清範 7番 長尾 栄作 8番 脇 文夫 9番 筒井 昌一 10番 釘宮 修一 11番 堀 誠 12番 森崎 智徳 13番 黒木 緑子 14番 村上 枝里
4. 欠席委員	
0名	なし
5. 事務局	事務局職員 4名
事務局	ただいまより第5回定例総会を始めさせていただきます。まず始めに朝来野会長からご挨拶をお願いいたします。
朝来野会長	(あいさつ)
事務局	それでは大分市農業委員会総会規則第3条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、会長に議長をお願いいたします。
議長	それでは、第5回定例総会を開会いたします。 本日の出席者は14名、欠席者はいません。農業委員会等に関する法律第27条第3項に定められている過半数を満たしています。 次に、議事録署名委員及び書記の指名を行います。議長から指名させて頂いてよろしいでしょうか。

	(異議なし)
議長	<p>それでは、議事録署名委員に6番の齊木委員さん、12番の森崎委員さん、書記は事務局の今田さんをお願いします。</p> <p>では、議案の審議に入ります。</p> <p>まず、1ページ 第1号議案 農地法第3条許可申請 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番脇委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JA おおいたよりそいプラザ賀来東院から北へ約50mに位置した農地であり、現地はレモンが栽培され、全体的に保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてスナップエンドウを栽培予定です。農機具はトラクター、管理機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約3a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
8番脇委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、JA おおいたよりそいプラザ賀来東院から北へ約80mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてタマネギ</p>

	<p>を栽培予定です。農機具はトラクター、管理機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約5a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ2ページ 3番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
4番齊藤委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、道の駅のつはるから北へ約2 k mの距離に位置した農地であり、現地の2筆は田植後の状態、その他は法面を除いて草刈後の状態でした。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、コンバイン、田植機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約6.2ha となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ4番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
5番秋吉委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。</p>

	<p>申請地は、道の駅のつはるから北東へ約1.4 k mの距離に位置した農地であり、現地の1筆はカキ、ナシ、2筆はウメがそれぞれ栽培され、全体的に保全管理されていました。また1筆はニラがハウスで栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地において1筆はトマト、1筆はレモン、1筆はナス、1筆はジャガイモを栽培予定です。農機具はトラクター、耕うん機、噴霧器、草刈機、コンボを各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約25a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ3ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
3番平山委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、こうざき小学校から北東へ約2.1 k mの距離に位置した農地であり、現地はトマト、ナス、キュウリ、サトイモ、アスパラガス、オクラ等の露地野菜が栽培されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてダイコン、ジャガイモ、キュウリ、ナス等の露地野菜を栽培予定です。農機具はトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、耕うん機、草刈機を各1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約37a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ2番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
2番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南西へ約1.3 k mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地においてウメ、プラムを栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクターを1台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約71a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ4ページ 3番について、坂ノ市地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
2番大野委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分東高等学校から南東へ約3.3 k mの距離に位置した農地であり、現地の4筆は草が剥ぎ取られた状態であり、1筆は膝下程度の雑草が生えていました。譲受人の経営状況・営農計画です。譲受人は新規就農者で、申請地においてトマト、キュウリ、ゴーヤ、シマラッキョウ、ジャガイモ等の露地野菜及び水稻を栽培予定です。農機具はバックホーを3台、耕うん機を2台所有しています。なお、契約成立後の経営面積は約34a となります。</p>

	<p>地区審議会で審議したところ、すべての項目で問題なく許可相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ5ページ 農地法第3条許可処分の取消願い 1番について事務局から報告してください。</p>
<p>事務局</p>	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。</p> <p>こちらは令和6年6月11日の第3回定例総会にて許可した案件ですが、3条許可を取り消し、基盤法での所有権移転に変更するものです。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、取消相当との意見でした。</p>
<p>議長</p>	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
<p>議長</p>	<p>なければ6ページ 農地法第5条許可申請 1番について、野津原地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会で意見を報告してください。</p>
<p>4番齊藤委員</p>	<p>この案件は34ページに利用権の双方合意の解約が出ています。土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、野津原中学校から南西へ約2.3kmの距離に位置した農地であり現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、一般住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p>

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ7ページ 1番について、大南地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
7番長尾委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、戸次中学校から東へ約250mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、農家住宅として利用するものです。農地区分です。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であるため、第1種農地に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ8ページ 1番について、大分地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
12番森崎委員	<p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分インターチェンジから西へ670mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。転用者の状況です。本申請は、建築業等を営む法人が資材置場及び駐車場用地として利用するものです。農地区分です。申請地は、農地の広がりもなく、効率的な営農に適さない農地であるため、その他の農地（第2種農地）に該当します。</p> <p>地区審議会で審議したところ、許可相当との意見でした。</p>

議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第1号議案について採決します。</p> <p>第1号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第1号議案について、農地法第3条許可申請は許可、取消願については許可取消しすることとし、農地法第5条許可申請は許可相当とします。</p> <p>次に、9ページ 第2号議案 旧農業経営基盤強化促進法第15条第4項に基づく農用地利用集積計画の策定要請について審議します。</p> <p>1番について、坂ノ市地区の委員さんは、現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
2番大野委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、丹生小学校から南西へ約1.8kmの距離に位置した農地であり、現地の3筆は水稲が栽培され、その他は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は新規就農者かつ認定農業者で、申請地において稲苗の育苗と水稲を栽培予定です。農機具は草刈機、乾燥機を各4台、田植機、粃摺り機を各1台所有、トラクター、コンバインを各1台借用しています。なお、利用権設定後の経営面積は約20a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ、次の10ページは再設定ですので、報告は事務局からお願いします。
事務局	土地の表示、申請者、権利については議案の通りです。 地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ、次の11ページも再設定ですので、報告は事務局からお願いします。
事務局	土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。 地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ、第2号議案について採決します。 第2号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成ですので、第2号議案は承認します。 次に、12ページ 第3号議案 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項 に基づく農用地利用集積計画作成のための審議を行います。

8番脇委員	<p>1番の所有権移転について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p> <p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、のだ山幼稚園から北西へ約300mの距離に位置した農地であり、現地は耕起されていました。所有権の移転を受ける者の経営状況・営農計画です。譲受人は、申請地において水稻、ジャガイモ、サトイモを栽培予定です。農機具は草刈機、管理機を各2台、トラクター、田植機を各1台所有しています。なお、所有権移転後の経営面積は約51a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、13ページ 利用権設定 1番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。</p>
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分家畜保健衛生所から北へ約70mから320mの距離に点在した農地であり、現地の3筆はトマト、ナス等の野菜が栽培され、2筆は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において野菜を栽培予定です。農機具は草刈機、管理機、ユンボを各2台、トラクターを1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約49a となります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p>

	(質問・意見なし)
議長	なければ2番について、植田地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
10番釘宮委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、植田小学校から南西へ約1.5kmの距離に位置した農地であり、現地は水稻が栽培されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具はトラクター、草刈機を各4台、コンバイン、田植機、軽トラックを各2台、1tトラックを1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約7.5haとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。
	(質問・意見なし)
議長	なければ14ページ 1番について、佐賀関地区の委員さんは現地調査報告と地区審議会での意見を報告してください。
3番平山委員	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、神崎中学校から南東へ約1.8kmの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。利用権設定を受ける者の経営状況・営農計画です。借受人は、申請地において水稻を栽培予定です。農機具は草刈機を2台、トラクター、耕うん機、ハンマーナイフモア、管理機を各1台所有しています。なお、利用権設定後の経営面積は約54aとなります。</p> <p>地区審議会で審議したところ、承認相当であるとの意見でした。</p>

議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、次の15ページは再設定ですので、報告は事務局からお願いします。
事務局	土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです 地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	次の16ページ 1番は平山委員さんの案件ですので、平山委員さんは一旦、退室をお願いします。 (平山委員退室)
議長	では、16ページは再設定ですので、報告は事務局からお願いします。
事務局	土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。 地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。
議長	ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。 (質問・意見なし)
議長	なければ、16ページ 1番について採決します。 本件について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。

議長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、16ページ 1番は承認することとします。 では、平山委員さんは着席をお願いします。</p>
議長	<p>(平山委員着席)</p> <p>では、次の17ページは再設定ですので、報告は事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。5年間の賃借権を継続することとなります。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、採決した「16ページ 1番」を除く、第3号議案について採決します。</p> <p>第3号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第3号議案は承認します。</p> <p>次に、18ページ 第4号議案 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条に基づく農用地利用集積等促進計画作成のための審議を行います。</p> <p>報告は事務局からお願いします。</p>

事務局	<p>土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、太田地区に位置した農地であり、現地の2筆は水稻が栽培され、その他は保全管理されてきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じての3者契約です。配分先は主に水稻、麦、大豆を栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は公告中の面積と合わせて約20ha となります。</p> <p>次に19ページです。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、上久所地区に位置した農地であり、現地は耕起されてきました。賃借権等の設定を受ける者の経営状況・営農計画です。農地中間管理事業で公社を通じでの3者契約です。配分先は主に米、麦、ニンニクを栽培する認定農業者で、申請地において水稻を栽培予定です。なお、契約成立後の経営面積は約20ha となります。</p> <p>次に20ページです。こちらは再設定の案件です。土地の表示、申請者、権利等については議案の通りです。</p> <p>それぞれの案件について、地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第4号議案について採決します。</p> <p>第4号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第4号議案は承認します。</p> <p>次に、21ページ 第5号議案 非農地証明願について、事務局から報告</p>

事務局	<p>してください。</p> <p>21ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は2014年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、今市連絡所から北東へ約3.5 kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。</p> <p>次は22ページです。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は1983年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、上戸次小学校から南へ約980mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>次に23ページ 1番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は1969年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、坂ノ市小学校から東へ約1.3 kmの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>2番です。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は1994年頃から耕作放棄により山林化しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、こうざき小学校から北東へ約2 kmの距離に位置した農地であり、現地は耕作放棄により山林化していました。</p> <p>最後は24ページです。土地の表示、申請者等については議案の通りです。申請内容は1982年頃から宅地として利用しているとのことです。現地調査報告です。申請地は、松岡小学校から南へ約800mの距離に位置した農地であり、現地は宅地として利用されていました。</p> <p>それぞれの案件について、地区審議会で審議していただいたところ、非農地相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>

議長	<p>なければ、第5号議案について採決します。</p> <p>第5号議案について、非農地決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員賛成ですので、第5号議案は非農地決定します。</p> <p>次に、25ページ 第6号議案 市民農園開設に係る承認申請について、事務局より報告してください。</p>
事務局	<p>お配りしている資料をご覧ください。</p> <p>今回の案件は土地の所有者が開設する市民農園ですので、開設者ごとの市民農園の開設の手続き2番に該当します。手続きの方法として、まず農政課と所有者間で貸付協定を結び、併せて農業委員会に申請をいただき認定するといった流れになっています。</p> <p>それでは25ページをご覧ください。</p> <p>土地の表示、申請者等については議案の通りです。現地調査報告です。申請地は、大分自動二輪車学校から北西へ約100mの距離に位置した農地であり、現地は保全管理されていました。なお、1区画あたり4㎡で20区画分設定するものです。</p> <p>地区審議会で審議していただいたところ、承認相当との意見でした。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>なければ、第6号議案について採決します。</p> <p>第6号議案について、承認することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議長	<p>全員賛成ですので、第6号議案は承認します。</p> <p>次に、26ページからの 第7号議案 報告事項について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>26ページから28ページです。農地法第3条の3届出で、相続や時効取得により農地を取得したという届出が合計で5件でています。</p> <p>29ページ、30ページです。農地法第4条第1項第7号届出で、市街化区域内農地において所有者自身が転用するという届出が、合計で3件でています。</p> <p>次に31ページから33ページです。農地法第5条第1項第6号届出で、市街化区域内農地において所有権移を伴う転用の届出が、合計で28件でています。</p> <p>34ページから36ページです。農地法第18条第6項通知です。利用権の双方合意による解約の通知が3件でています。</p> <p>報告事項は以上です。</p>
議長	<p>ただいまの報告について、質問・意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見なし)</p>
議長	<p>その他協議事項について事務局から何かありますか。</p>
事務局	<p>特にありません</p>
議長	<p>なければ、以上で定例総会に提出されている議案は全て終了しました。</p> <p>これで第5回定例総会を閉会します。</p>